

(公務員の方へ) 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の案内について

1. 支給対象者

令和2年4月分(4月から新高校1年生となった児童分に関しては3月分)の児童手当の支給を受けている方が対象です。
※**特例給付の受給者は対象外**(所得制限を超過し、児童1人につき5,000円を受給している方)です。

2. 支給対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、令和2年4月分(4月から新高校1年生となった児童に関しては3月分)の児童手当の対象となる児童。

3. 支給金額

対象児童1人あたり10,000円

4. 申請について

申請書は各所属庁から配布されます。

公務員の方は、**所属庁が支給対象者であると証明した上で令和2年3月31日時点(基準日)で住民票がある市町村に申請が必要**です。

※**4月から新高校1年生**になった児童の分に関しては、**令和2年2月29日時点(基準日)の住所地**に申請してください。

※**基準日前後に転居した場合については、転出予定日が基準日以前であれば転出先の市町村へ申請。転出予定日が基準日の翌日以降であれば転出前の市町村へ申請を行ってください。**

【申請期限】令和2年7月1日(水)から令和2年12月25日(金)

【申請方法】郵送か窓口へ提出

【送付先】〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地

与那原町役場 子育て支援課 子育て世帯への臨時特別給付金担当あて

5. 支給時期

申請書の市役所到着日によって振込日が決定します。振込予定は下記のとおりです。

	申請書の提出日	振込日
第1回	令和2年7/1 - 7/31	令和2年8/28(金)
第2回	令和2年8/1 - 8/31	令和2年9/25(金)
第3回	令和2年9/1 - 9/30	令和2年10/30(金)
第4回	令和2年10/1 - 10/31	令和2年11/27(金)
第5回	令和2年11/1 - 11/30	令和2年12/25(金)
第6回	令和2年12/1 - 12/25	令和3年1/29(金)



※振込日の通知はしませんので、通帳記帳により入金の確認をお願いします。

※振込の時間帯は金融機関によって異なります。早朝だと記帳されない場合があります。

6. その他

・令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、**D.V被害によりお子さんと避難されている方**については子育て世帯への臨時特別給付金を受給できる場合があります。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

・申請内容に不明な点があった場合、担当から問い合わせを行う場合があります。
ただし、ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料の振込を求めること等はありません。
もし不審な電話がかかってきた場合は、子育て支援課または最寄りの警察までご相談ください。